



## 人材紹介に関する基本契約書

株式会社 みんなの未来 株式会社（以下「甲」という）と一般財団法人 雇用開発センター（以下「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

### （適用）

第1条 本契約は、甲の社員の採用の円滑な推進を図るため、人材の紹介を甲より乙へ委託する場合に適用する。また、本契約は、乙が本業務を行うために必要な情報の提供について規定するものとする。

### （委託の範囲）

第2条 乙は甲の人材採用計画に対し、その内容を的確に把握した上で、甲のニーズに合致した人材を探し、甲に対しその人材を紹介し、採用にいたらしめる迄の活動を行う。

### （選考採用）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

### （対価の支払及び時期）

第4条 甲は、乙が紹介した人材を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する人材の初年度理論年収（賞与標準評価額を加えた基本給及び固定的に支払われる手当をいい、通勤手当、残業手当、各種変動手当等を含まない。）の35%相当額及びその消費税相当額を支払う。

2 乙が紹介した人材が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

3 乙が紹介した人材が、6ヶ月以内に、甲の就業規則等に基づき解雇に至った場合、および本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、以下のとおり、第1項に定める対価を返却するものとする。

（ア）1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 80%

（イ）3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 50%

この場合、甲の依頼があれば、乙は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

4 甲は、採用が決定した人材の入社日から起算して2ヶ月以内に第1項に定める対価及びその消費税相当額を乙の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

### （労働条件の明示と確認）

第5条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、入社するに当たって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は本人に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び本人との間で別途雇用契約を締結するものとする。

### （情報の守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた「秘密情報」を正当な理由なく第三者に漏

洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。本契約における秘密情報とは、文書、口頭又は物品であるかを問わず、本件業務に関して知り得た他の当事者、他の当事者の子会社、他の当事者の関連会社、他の当事者の取引先又は他の当事者の従業員等の事業情報、営業情報及び技術情報その他一切の第三者に知られたくない情報をいう。但し、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- (イ) 第三者から適法に取得した事実
- (ウ) 開示の時点で保有していた事実
- (エ) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

2 甲及び乙は、前項の規定に関わらず、当事者の一方が他の当事者に開示又は提供した「個人情報」は秘密情報として取り扱う。ここで個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

3 甲及び乙は、秘密情報の保持について以下のように定める

- (ア) 法令及び本件業務に関して各省庁より告示されるガイドライン等を遵守しなければならない。
- (イ) 他の当事者の秘密情報を本件業務の目的のみに使用することとし、それ以外の目的のために使用してはならない。
- (ウ) 他の当事者の秘密情報をあらかじめ他の当事者の書面による承諾を得た場合を除き、書類又は電磁的記録媒体等に複写又は複製してはならない。
- (エ) 他の当事者の秘密情報をあらかじめ他の当事者の書面による承諾を得た場合を除き、廃棄又は残置してはならない。
- (オ) 他の当事者の秘密情報を第三者に対し開示してはならない。但し、以下の各号に該当する場合はこの限りでない。
  - ①他の当事者の事前の書面による承諾があるとき
  - ②本件業務のために必要な限度で、機密性について十分説明した上、委託された弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士又は保険会社等に対し秘密情報を開示するとき
- (カ) 前項の規定により秘密情報を開示した第三者の秘密保持義務違反についても、損害賠償責任を含め一切の責任を負う。

4 甲及び乙は、自らの従業員に対して、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密情報の保持についての教育を徹底しなければならない。

5 甲及び乙は、他の当事者が要求した場合又は本件業務が終了した場合は、秘密情報の原本及びその複製したものの全てを速やかに他の当事者に返還し又は廃棄した旨を他の当事者に書面をもって通知しなければならない。

6 甲及び乙は、秘密情報が第三者に漏洩したおそれが生じたときは、漏洩者は、直ちに他の当事者に報告し、損害の拡大防止に努めなければならない。

#### （反社会的勢力に関する事項）

第7条 甲および乙は、自ら(代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含む)が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力をいう。以下同じ）ではないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力と関係を有していないこと、反社会的勢力を利用しないこと、法的責任を超えた不当な要求を行わないこと、業務を妨害する行為や名誉・信用を毀損する行為を行わないことを誓約し、保証する。

2 甲または乙が前項に違反した場合、相手方当事者は直ちに本契約およびその他締結済みの契約を解

除できるものとし、当該解除権の行使により有責当事者に損害が生じても、相手方当事者は損害賠償責任を負わない。

3 前項による解除権の行使は、有責当事者に対する損害賠償請求を妨げない。

(有効期間)

第8条 この契約書の有効期間は2023年2月16日から2024年2月15日までの1年間とする。なお、有効期間満了1ヶ月前までに甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(損害賠償)

第9条 甲または乙は、本契約に違反し相手方または第三者に損害を与えた場合、相手方または第三者に対し、当該損害を賠償する責任を負う。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第10条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(残存)

第12条 本契約が終了した後といえども、第4条(対価の支払及び時期) 第3項、第6条(情報の守秘義務)、第10条(損害賠償)、第11条(裁判管轄)の効力は存続する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

2023年2月16日

(住 所) 東京都中央区日本橋小伝馬町15番17号 ASK日本橋ビル5階

甲 (会社名) みんなの未来 株式会社



(氏 名) 代表取締役社長 李 遼軍

(住 所) 東京都千代田区永田町1丁目11-28 合人社東京永田町ビル5階

乙 (会社名) 一般財団法人 雇用開発センター

(氏 名) 代表理事 中道 浩

(有料職業紹介事業許可番号) 13-ユ-309694

